

ひろぎングループ※の役職員・退職者の皆さまへ

2025年度 ひろぎんホールディングス 団体傷害総合保険のご案内

※以前は「セレクトサポート」「フルライフ」の愛称を使用していたものです。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、優良割引率の変更、個人賠償責任補償特約の補償内容およびホールインワン・アルパトロス費用補償特約保険料の改定を行っています。更新に際し、変更後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。



【天災危険補償特約セット】 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します！

お得な保険料 **32.5%割引適用(団体割引25%、過去の損害率による割引10%)**

保 険 期 間 2025年9月14日午後4時から2026年9月14日午後4時まで(1年間)

お 申 込 期 間 2025年7月1日(火)から2025年7月31日(木)まで

ご 加 入 方 法 ○新規加入の方

WEBシステムでご加入プランなどを入力して手続きをお願いします。

○継続加入の方

前年と同等条件のプランで継続加入いただく場合は**WEBシステムでの手続きは不要です。(自動更改方式)**

ただし、以下①～②のいずれかのケースに該当する場合はWEBシステムでの手続きが必要となります。

①継続加入を行わない場合

※脱退手続きが必要となります。

②ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更する場合

■なお紙の加入依頼書によってお手続きいただくことも可能です。その場合は信愛トータルサービス株式会社までご連絡ください(連絡先: 内線 86760、外線 082-232-1270)。

割引の適用についてのご注意 ○団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

保 険 料 の 払 込 方 法 月払保険料は、11月からお払込みが開始されます。ひろぎングループ役職員の方は給与控除、それ以外の方は口座振替となります。

加入者証の発送時期 2025年9月下旬より順次発送します。

※対象会社

ひろぎんホールディングス、広島銀行、ひろぎんビジネスサービス、ひろぎんリートマネジメント、ひろぎんクレジットサービス、ひろぎん証券、ひろぎんリース、しまなみ債権回収、ひろぎんキャピタルパートナーズ、ひろぎんITソリューションズ、ひろぎんエリアデザイン、ひろぎんヒューマンリソース、信愛トータルサービス、広島アクションサービス、ひろしま信愛不動産、広島ベンチャーキャピタル、マイティネット、ひろぎんライフパートナーズ、ひろぎんナレッジスクエア

株式会社ひろぎんホールディングス 人事総務グループ

ご加入プラン(型)

基本補償(必須)

個人型

ご希望の
コースの保険料を
試算してください。

①基本補償のご加入プラン
(型)をお選びください。

【ご注意：70歳以上の方】

被保険者が保険期間の初日に満70歳以上となる場合、ご選択いただけるご加入プラン（型）に制限があります。
〈新規の場合〉

赤枠線内のご加入プラン（型）A、B、C、H、J、Kからご選択ください。

〈ご加入プラン（型）変更の場合〉

現在ご加入のご加入プラン（型）より「ケガの補償が増加するご加入プラン（型）」への変更はできません。

※ただし赤枠線内のご加入プラン（型）への変更は可能です。

◆『賠償責任セット』なしコース

保険期間1年・団体割引25% 優良割引10% 天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット

ご加入プラン(型)			A	B	C	D	E	F	G
保険金額	ケガの補償	死亡・後遺障害	230 万円	340 万円	470 万円	570 万円	690 万円	910 万円	1,140 万円
		入院保険金日額	3,000 円	4,500 円	6,000 円	7,500 円	9,000 円	12,000 円	15,000 円
		手術保険金	※	※	※	※	※	※	※
		通院保険金日額	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円	8,000 円	10,000 円
月払保険料			850 円	1,270 円	1,720 円	2,120 円	2,550 円	3,380 円	4,240 円

※入院中の手術：入院保険金日額の10倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍

◆『賠償責任セット』ありコース

【ご注意】個人賠償責任補償特約では、被保険者の範囲にご家族も含まれます。(P.5をご覧ください。) したがって、このコースはご家族のうちのお1人だけがご加入ください。

保険期間1年・団体割引25% 優良割引10% 天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット

ご加入プラン(型)			H	J	K	L	M	N	O
保険金額	ケガの補償	死亡・後遺障害	230万円	340万円	470万円	570万円	690万円	910万円	1,140万円
		入院保険金日額	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	12,000円	15,000円
		手術保険金	※	※	※	※	※	※	※
		通院保険金日額	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円
賠償責任の補償	個人賠償責任 (自己負担額0円)		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	月払保険料		970円	1,390円	1,840円	2,240円	2,670円	3,500円	4,360円

※入院中の手術：入院保険金日額の10倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍

オプション補償（選択）

保険期間1年・団体割引25% 優良割引10%

②ご希望の補償内容をお選びください。

③ご希望の補償内容をお選びください。

④ご希望の補償内容をお選びください。

ゴール

携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
ご加入プラン(型)	保険金額	月払保険料
K30	30万円	140円
K20	20万円	90円

+

住宅内生活用動産 (自己負担額1事故3,000円)		
ご加入プラン(型)	保険金額	月払保険料
J100	1,000万円	1,360円
J70	700万円	1,040円
J30	300万円	710円

+

ホールインワン・ アルパトロス費用		
ご加入プラン(型)	保険金額	月払保険料
H100	100万円	980円
H50	50万円	490円
H30	30万円	300円

保険の対象となる方・保険の対象の所有者の範囲

補償内容	保険の対象となる方
ケガの補償 ホールインワン・アルパトロス費用の補償	被保険者ご本人 (WEBシステムの被保険者ご本人欄に記載される方をいいます。以下同じです。)
個人賠償責任の補償	①被保険者ご本人 ②被保険者ご本人の配偶者 ③被保険者ご本人またはその配偶者の同居のご親族 ④被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方) ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。
住宅内生活用動産の補償	①被保険者ご本人 ②被保険者ご本人の配偶者 ③被保険者ご本人またはその配偶者の同居のご親族 ④被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方) なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (注) 加入依頼書等記載の建物に収容されている生活用動産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に収容されている生活用動産は対象になりません。

補償内容	保険の対象となる方	保険の対象の所有者
携行品の補償	被保険者ご本人	被保険者ご本人

【ご加入例】

①基本補償は？

- ・家族全員が対象になる『賠償責任セット』ありを選ぶ。

②オプション補償は？

- ・ゴルフをするので、携行品とホールインワンの補償が必要だ。家財の補償にも加入しよう！

①基本補償は？

- ・お父さんが『賠償責任セット』ありコースに加入しているから、私は『賠償責任セット』なしコースで大丈夫だわ。

②オプション補償は？

- ・バッグや趣味のテニス用品を補償してくれる携行品の補償が欲しいわ。

①基本補償は？

- ・自転車通学をしているから、ケガの補償は必要だね。

②オプション補償は？

- ・いらない

		ご本人	配偶者	お子さま
				
基本補償	ご加入プラン(型)	M	C	A
	月払保険料	2,670円	1,720円	850円
		+	+	+
オプション	ご加入プラン(型)	K30、J100、H50	K30	なし
	月払保険料	1,990円	140円	0円
		↓	↓	↓
合計月払保険料		4,660円	1,860円	850円

ご加入に際してのご注意

被保険者がご加入いただけるプラン（型）は、1口までとなります。申込人（加入者）が別々の場合、同じ被保険者で重複して加入される場合がありますので、ご注意ください。具体例は、下図をご覧ください。尚、重複加入されていた場合においても保険料の返金はできませんのでご了承ください。

申込人（加入者）	 A 男さん（現役行員、父）	 C 男さん（退職者、祖父）
被保険者	 B 子さん（A 男さんの子、C 男さんの孫）	
加入プラン（型）	C （ご注意）同一被保険者で重複加入はできません。	C

保険料のお払込みについて

○保険料の具体的な金額につきましては、このパンフレットのP.1～P.2にてご確認ください。

○保険料のお払込方法は、12回払で2025年11月から払込開始されます。

- ・ひろぎんグループ役職員の方→給与控除
- ・ひろぎんグループ退職者の方、スタッフの方→口座振替

保険契約者

株式会社 ひろぎんホールディングス

加入対象者

ひろぎんグループの役職員（ひろぎんグループ健康保険組合に加入している役職員）および退職者。

被保険者

下記表の○印の方が被保険者としてご加入いただける方となります。

被保険者ご本人とは、WEBシステムの「被保険者」欄に記載される方をいいます。

	上記加入対象者	上記加入対象者の				
	ご本人	同居・別居を問わず				同居の親族 6親等内の血族 3親等内の姻族
		配偶者	お子さま	ご両親	兄弟・姉妹	
						
「被保険者」として ご加入いただける方	○					

※本保険は個人型の保険ですので、ご家族がご加入いただく場合は、ご家族それぞれの方を「被保険者」として、ご加入ください。

※スタッフの方は雇用形態により、ご加入の範囲外となる場合がありますので「信愛トータルサービス」へご確認ください。



『団体傷害総合保険』の概要

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

基本補償

ケガの補償

Point!

●天災危険の補償付きです。地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償します。

死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金

●日本国内・国外を問わず家庭、職場、旅行中など、日常生活における偶然な事故^(※)によるケガを補償します。

【ご注意】 いわゆる病気や長時間の刺激・作用によるもの(靴ずれ、テニス肘、スポーツ障害など)は、保険金をお支払いしません。
詳しくは、P.7をご覧ください。



料理中にヤケドをして通院した。



スポーツ中にケガをして入院した。



階段で足を踏み外し、骨折して入院し手術した。

(※) 偶然な事故とは…

「急激かつ偶然な外来の事故」を指します。

「急激とは」

⇒事故が突発的でケガ発生までの過程において時間的間隔がないこと。

「偶然とは」

⇒事故の原因または結果の発生が予知できないこと。

「外来とは」

⇒ケガ発生の原因が身体の外からの作用によること。

日常生活の賠償責任の補償(「賠償責任セット」ありコースの場合)

個人賠償責任保険金

●日本国内・国外を問わず日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。
詳しくは、P.8をご覧ください。

さらに安心

個人賠償責任のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎりまず。)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

賠償事故の示談交渉サービス ※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。



飼い犬が他人にケガを負わせた。



自転車で走行中に歩行者にぶつかりケガを負わせた。

以下は自転車保険が義務化されている自治体です。(ひろぎんグループ所在地のみ記載) 広島県、愛媛県、岡山県岡山市、東京都、愛知県、大阪府、福岡県



買い物中に商品を壊した。

●日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)を壊したり盗まれた場合、法律上の損害賠償責任を補償します。

※スポーツ用品以外の受託品も補償の対象となります。ただし、日本国内で受託したものに限りです。



レンタル用品を壊してしまった。

●通貨、有価証券、貴金属、宝石、美術品、船舶・自動車、動物など受託品として、対象とならないものがあります。
詳しくは、P.8をご覧ください。



(プラス)『オプション補償』でさらにパワーアップ！

オプション補償

携行品損害補償

【再調達価額^(※1)補償】

偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。免責金額（自己負担額）は1事故につき3,000円です。

＜ご注意＞

- お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。

(※1)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。

住宅内生活用動産補償

【再調達価額^(※3)補償】

日本国内に所在する被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物内の家財等が偶然な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。

【ご注意】 住宅内生活用動産には、船舶、自動車、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、眼鏡など対象とならないものがあります。
詳しくは、P.9をご覧ください。

(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。

ホールインワン・アルバトロス費用補償

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフの競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に慣習上負担する次の費用をお支払いします。

- 贈呈用記念品購入費用
- 祝賀会費用
- ゴルフ場に対する記念植樹費用
- 同伴キャディに対する祝儀

【ご注意】 ●同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）またはパー35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドした場合にかぎります。
●キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。
詳しくは、P.10をご覧ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：株式会社ひろぎんホールディングス
- 保険期間：2025年9月14日午後4時から1年間となります。 ■申込締切日：2025年7月31日（木）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：ひろぎんグループの役職員（ひろぎんグループ健康保険組合に加入している役職員）および退職者

- 被保険者:加入対象者ご本人またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法:2025年11月分給与から毎月控除となります。(12回払) ※退職者、スタッフの方は口座振替(12回払)となります。
- お支払方法:下表のとおりWEBシステムを通じてお手続きをお願いします。
なお紙の加入依頼書によってお手続きいただくことも可能です。その場合は信愛トータルサービス株式会社までご連絡ください
(連絡先:内線 86760、外線 082-232-1270)。

ご加入対象者		お支払方法
新規加入者の皆さま		WEBシステムでご加入プランなどを入力して手続きをお願いします。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	WEBシステムでの手続きは不要です。(自動更改方式)
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	WEBシステムでご加入プランの変更入力など手続きをお願いします。
	継続加入を行わない場合	WEBシステムで脱退手続きをお願いします。

- ※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
●中途加入:保険期間の途中でのご加入は毎月受付をしております。お手続きの方法によって締切等が異なりますので下表をご確認ください。

	WEB	紙帳票
締切	N月14日	
補償開始日	N+1月14日	N月14日
満期日	2026年9月14日午後4時まで	

- 中途脱退:現在ご加入の契約の途中で脱退(解約)される場合は、信愛トータルサービス株式会社までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【
保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合
】

- 被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒は含みません。(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- 「急激かつ偶然な外来の事故」について
- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、180日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(180日^(※)限度) (※) 入院保険金支払限度日数変更特約(180日)がセットされています。	⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払うべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(特約をセットした場合) 個人賠償責任(国内外補償)(注)	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。に)起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害 (国内外補償) (注)	偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)、およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ^(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。の)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
物の損害の補償 (特約をセットした場合) 住宅内生活用財産 (国内のみ補償) (注)	(1)損害保険金 日本国内に所在する被保険者^(※1)の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物^(※2)に収容されている被保険者が所有する生活用財産^(※3)について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額^(※4)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用財産の保険金額を限度とします。 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (注) 加入依頼書等記載の建物^(※2)に収容されている生活用財産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に収容されている生活用財産は対象になりません。 (※2)「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。 (※3)「生活用財産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な財産をいい、物置、車庫その他の付属建物に収容される生活用財産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。 (※4)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。 (2)費用保険金 ①臨時費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 ②残存物取片づけ費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用財産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 ③失火見舞費用保険金 保険の対象または保険の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯^(※1)の敷地に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用財産の保険金額または損害額の再調達価額^(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 (注1)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 (注2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。 (注) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 ■通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■商品・製品等 ■業務用の什器・備品等 ■テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 など	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑧置き忘れ^(※)または紛失 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。の)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用財産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償(特約をセットした場合)	日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※4) ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など

- (注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

◎ 用語のご説明

用 語	用語の定義
【 親 族 】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kanan.html)
【 治 療 】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【 通 院 】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【 入 院 】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方^(※1)および同性パートナー^(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【 未 婚 】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、WEBシステム入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●WEBシステムに入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEBシステム入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務 ★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●WEBシステムに入力した職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業。

●WEBシステムに入力した住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●新規のご加入・ご加入プラン(型)の変更は、内容をよくご確認いただきお手続き漏れのないようご注意ください。

ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。※中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月14日(14日過ぎの受付分は翌々月14日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険料引落し不能の場合（口座振替の方のみ）

保険料引落口座から保険料を引落しすることができず、引落し不能月の翌月末までに保険料の支払いがない場合、脱退として取扱います。

9. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引 受 保 険 会 社 (※)

損害保険ジャパン株式会社(幹事)
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(※) 引受割合につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

10. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで

(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

11. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1	オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2	プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

- ☐ 既加入者の皆さまが、前年と同等条件のプラン（WEBシステムに打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合は、WEBシステムでの手続きは不要です。ただし、次の①または②のいずれかのケースの場合はWEBシステムでの手続きが必要となります。

- ①継続加入を行わない場合
- ②ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して加入を行う場合

※なお、紙の加入依頼書によってお手続きいただくことも可能です。その場合は信愛トータルサービス株式会社までご連絡ください。

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- ☐ 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

よくある問い合わせ

Q：ケガをして手術で部位を固定するために「金属」や「ボルト」を埋め込んだ。その後、再手術で取り除く場合は、給付請求の対象となりますか？

A：手術保険金のお支払いは1事故につき1回にかぎります。1回目よりも再手術のほうが保険金支払いの倍率が高い場合はその倍率の差額をお支払いします。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 信愛トータルサービス株式会社
〒730-0842 広島市中区舟入中町9番12号 舟入信愛ビル3階 TEL 082-232-1270(内線86760) 営業部
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 広島支店法人第一支社
(幹事) 〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-29 TEL 082-243-6201 FAX 082-542-5597
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕 0570-022808<通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2025年12月1日を過ぎても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（幹事）
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

お申込み・お問い合わせは下記の取扱代理店まで

万一、事故が発生した場合などの保険金の請求手続きは、信愛トータルサービス株式会社がお手伝いしますので、ご連絡ください。

信愛トータルサービス 株式会社

〒730-0842 広島市中区舟入中町 9 番12号 舟入信愛ビル3 階
外線 082-232-1270 内線 86760 担当：営業部